

## 「地域自治の担い手について」

宗野隆俊

### 1. 地域自治の2つの型

#### (1) 平成の市町村合併の影響

- ・ 合併による広域化
- ・ 役場の消滅ないし支所化, 職員数の削減, 「新しい公共」「協働」の前面化
- ・ 地域自治の2つの型: 「参加型」と「協働型」

#### (2) 参加型の地域自治

- ・ 地方自治法に基づく一般制度としての地域自治区: 全国で20市に満たないと思われる
- ・ 住民の意思決定の場として機能する「参加型」の地域協議会を置く市は, 上越市などごくわずか (→資料②)

#### (3) 協働型の地域自治

- ・ 多くの自治体で採用されている「地域自治」の仕組みは, 地域課題に取り組むために公共サービスの供給を図る「協働型」のものと思われる
- ・ 市を合併前の旧町村や小学校区, 連合自治会の範囲に分け, 区域内の地縁型団体を中核に各種団体(福祉, 環境, 防災, 文化, 教育等々), さらにNPO等々から成る協議会を構成し, これが地域課題に取り組むべく公共サービスの提供をはかる
- ・ 報告者が直接見学した市には, 飯田市(長野県), 伊賀市(三重県), 近江八幡市(滋賀県)などがある
- ・ 旧町村時代から各種団体が担ってきた事業が多いが, 新しいユニークな取り組みもある  
(例: 市水道局と水道検針の委託契約を結び, 検針と併せて各戸の見守りを行う事業)
- ・ 地域における担い手の高齢化, 青壮年世代の参加の難しさが大きな障壁になっている
- ・ 「住民相互の意思疎通・情報共有の場となり, また地域課題への対応を協議する場として機能してきた寄合の減少傾向」も指摘される
- ・ 担い手の少なさから, 事業の「棚卸し」も課題になる

### 2. 小規模多機能自治

#### (1) 小規模多機能自治ネットワーク

- ・伊賀市，名張市，朝来市，雲南市を中心に 2015 年に結成(2016 年 3 月現在，189 自治体加盟)
- ・小規模多機能自治の定義：「自治会，町内会，区などの基礎的コミュニティの範疇より広範の概ね小学校区などの範疇において，その区域内に住み，又は活動する個人，地縁型・属性型・目的型などのあらゆる団体等により構成された地域共同体が，地域実情及び地域課題に応じて住民の福祉を推進するための取組を行うこと」
- ・法人化の模索

表1 伊賀市・名張市・朝来市・雲南市における小規模多機能自治の概要（H28.3.1現在）

種別	項目	伊賀市	名張市	朝来市	雲南市	
基本情報	人口(H22年国調)	97,207	80,284	32,814	41,917	
	面積(k㎡)	558.2	129.8	403.1	553.2	
	高齢化率(H22年国調)	27.5%	22.6%	30.3%	32.9%	
平成の大合併	時期	H16年11月	/	H17年4月	H16年11月	
	合併自治体数	6		4	6	
組織	組織化の時期	H16年～	H15年	H19年～H20年	H17年～H19年	
	範疇	概ね小学校区	概ね小学校区	概ね小学校区	概ね小学校区	
	総称	住民自治協議会	地域づくり組織	地域自治組織	地域自主組織	
	組織数	38	15	11	30	
	全域性	全域	全域	全域	全域	
	常設事務局	有	有	有	有	
	常勤職員(地域雇用)	有	有	有	有	
	非常勤職員(地域雇用)	有	有	有	有	
活動拠点	名称	地区市民センター	公民館(H28年～市民センター)	/	交流センター	
	設置者	公設	公設		公設又は地域所有	公設
	管理方法	直営	指定管理		公設:直営(H28年度～一部指定管理)	指定管理
収益事業	収益事業の有無	有	有	有	有	
	「有」の場合の主な内容	指定管理，産直市場，有償ボランティア，農家レストランなど	指定管理，管理業務委託，地域支え合い事業，コミュニティバスなど	管理業務委託，農家レストラン，農産物販売など	指定管理，主気迫・飲食業，マーケット，田舎料理レストランなど	
財産	不動産所有の有無	一部地域で有	無	一部地域で有	一部地域で有	
法人格の状況		一部地域で認可地縁団体取得済	一部地域で認可地縁団体又は一般社団法人取得済	一部地域で認可地縁団体取得済	一部地域で認可地縁団体取得済	

出典:板持周治ほか「小規模多機能自治に適する法人制度について」、『コミュニティ政策 14』2016年，41-69頁